

IC 乗車券取扱規程

IC 乗車券取扱規程

— 目 次 —

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(変更)	1
第 3 条	(用語の意義)	1
第 4 条	(適用範囲)	2
第 5 条	(IC 乗車券の名称及び発行者名)	3
第 6 条	(契約の成立時期及び適用規程)	3
第 7 条	(制限又は停止)	3
第 8 条	(IC 乗車券の発行申込方法等)	4
第 9 条	(IC 乗車券の所有権)	4
第 10 条	(IC 乗車券の紛失等の再発行)	4
第 11 条	(使用方法)	4
第 12 条	(効力)	5
第 13 条	(使用の制限)	5
第 14 条	(運賃の適用)	7
第 15 条	(IC 定期券の運賃収受)	7
第 16 条	(無効となる場合)	8
第 17 条	(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)	9
第 18 条	(同一駅で出場する場合の取扱)	9
第 19 条	(前回利用時の乗車履歴が記録されていない場合の取扱)	9
第 20 条	(SF 金額のチャージ)	10
第 21 条	(SF 金額の残額確認)	10
第 22 条	(利用履歴及び利用明細の確認)	11
第 23 条	(列車運行不能時等の取扱い)	12

（目的）

第 1 条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「当社」という。）が、IC チップを搭載した電子式証票（以下「IC 乗車券」という）を媒体とした乗車券による当社の旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

（変更）

第 2 条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（用語の意義）

第 3 条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）「当社線」とは、IC 乗車券が使用できる大阪モノレールの全線をいう。
- （２）「IC 乗車券」とは、当社が当社線内を乗車券として使用可能であると認めた[第 5 条](#)に規定する乗車券をいう。
- （３）「記名式 IC 乗車券」とは、本人氏名が記載されている IC 乗車券をいい、「無記名式 IC 乗車券」とは、本人氏名の記載がない IC 乗車券をいう。
- （４）「IC 定期乗車券」（以下「IC 定期券」という。）とは、IC 乗車券に定期乗車券（以下「定期券」という。）の券面表示を行うとともに、定期券情報を記録することにより定期券としての機能を持たせたものをいう。
- （５）「SF 金額」とは、IC 乗車券に貯えられた電子的金額をいう。
- （６）「チャージ」とは、IC 乗車券に入金して SF 金額を積み増しすることをいう。

- (7)「ポストペイ機能」とは、旅客が IC 乗車券で当社を乗車した場合の旅客運賃を、IC 乗車券の発行者を介して事後に支払いすることをいう。
- (8)「プリペイド機能」とは、旅客が IC 乗車券で当社を乗車した場合の旅客運賃を、SF 金額より引き去って支払いすることをいう。
- (9)「自動改札機」とは、IC 乗車券及び磁気化した乗車券を改札する装置をいう。
- (10)「係員処理端末」とは、IC 乗車券の改札、IC 乗車券内情報の変更及び利用履歴の印字等を行う装置をいう。
- (11)「IC 改札機等」とは、改札機及び係員処理端末をいう。
- (12)「規則」とは、旅客営業規則をいう。

(適用範囲)

第4条 IC 乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 この規程が改定された場合、以後の IC 乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

3 この規程に定めていない事項については、当社の定める規則等に定めるところによる。

4 他社局区間の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによる。

5 IC 乗車券のポストペイ機能で当社線を乗車した場合には、この規程によるほか、当社が別に定める「ポストペイ運賃事後割引サービス特約」が適用される。

6 IC O C A 乗車券の取扱については、この規程によるほか当社が別に定める「IC O C A 乗車券取扱規程」によるものとする。

7 第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カードの取扱については、この規程によるほか当社が別に定める「第1種

身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード取扱規程」によるものとする。

（IC 乗車券の名称及び発行者名）

第5条 当社線で使用可能な IC 乗車券の名称及び発行者名は別表 1 に定めるとおりとする。

2 他社局において使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 IC 乗車券及び他社局の割引定期情報が記録された一部の IC 乗車券については、当社線において割引は適用できない。

3 携帯型端末を媒体とする IC 乗車券は、当社線で使用可能な IC 乗車券として取扱う。

4 他社局で使用可能な IC 乗車券の名称及び発行者名は他の社局の定めによる。

（契約の成立時期及び適用規程）

第6条 IC 乗車券による旅客との運送契約は、その成立について別段の定めをしない限り、旅客が入場時に IC 改札機等による改札を受けたときにこの規程及びこれに基づいて定めた規程を承諾したものとして成立する。

（制限又は停止）

第7条 旅客の安全を確保し、運送等を円滑に遂行するため等の必要があるときは、次の事項に関して IC 乗車券の使用を制限又は停止することがある。

（1）乗車区間、乗車経路、乗車する列車等

（2）入出場方法又は入出場時間等

2 前項の規定により制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に提示する。

3 本条に基づく制限又は停止に対し、当社はその責を負わない。

（IC 乗車券の発行申込方法等）

第 8 条 当社線で使用可能な IC 乗車券の発行申込方法及び発行方法は、当該 IC 乗車券の発行者が別に定めるところによる。

（IC 乗車券の所有権）

第 9 条 IC 乗車券の所有権は当該 IC 乗車券の発行者に帰属する。

2 旅客が、IC 乗車券が不要となったとき及びその IC 乗車券を使用する資格を失ったときの取扱いは、当該 IC 乗車券の発行者が別に定めるところによる。

（IC 乗車券の紛失等の再発行）

第 10 条 IC 乗車券の盗難又は紛失等による再発行については、当該 IC 乗車券の発行者が別に定めるところによる。

2 前項にかかわらず I C O C A 乗車券の盗難又は紛失等による再発行については、I C O C A 乗車券取扱規程に定める。

（使用方法）

第 11 条 旅客は、当社線を IC 乗車券を用いて乗車するとき、駅相互間を乗車の目的で自動改札機による改札又は係員の処理を受けて入場し、同一の IC 乗車券により自動改札機による改札又は係員の処理を受けて出場しなければならない。

2 当該乗車区間において、片道 1 回の乗車として取扱う。この場合、大人用 IC 乗車券 1 枚をもって大人 1 人の使用又は小児用 IC 乗車券 1 枚をもって小児 1 人の使用に限る。ただし、無記名式 IC 乗車券から[第 14 条](#)第 1 項、第 2 項に規定する大人の片道普通旅客運賃を収受することを承諾して使用する場合には、無記名式 IC 乗車券大人用 1 枚をもって小児 1 人として使用できる。

(効力)

第 1 2 条 前条の規定により使用する IC カードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 入場後は当日に限り有効とする。
- (2) 途中下車はできない。
- (3) [第 13 条](#)第 4 項第 1 号及び第 2 号の規定により IC 乗車券を使用できない場合は、[第 20 条](#)に規定するチャージをしなければならない。
- (4) 第 2 号及び第 3 号の規定にかかわらず、IC 定期券は券面に表示された通用期間内で発着区間内を乗車する目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、同一の IC 定期券により自動改札機による改札を受けて出場する場合に、定期券として使用することができる。
- (5) 一部の券売機においては、プリペイド機能を使用して普通乗車券を購入することができる。

(使用の制限)

第 1 3 条 1 回の乗車につき、2 以上の IC 乗車券を同時に使用することはできない。

2 入場時に使用した IC 乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC 乗車券で再び入場することはできない。

3 次の各号の一に該当する場合には、IC 乗車券のポストペイ機能は使用することができない。

- (1) 清算システムの異常や通信回線の不良、自動改札機等の駅端末装置の故障及び異常等が発生し、当社がポストペイ機能の円滑な提供ができないと判断するとき。
- (2) IC 乗車券の発行者が別に定めるポストペイ交通利用枠を超えたとき。
- (3) IC 乗車券の発行者が別に定める使用制限又は停止を行ったとき。

4 次の各号の一に該当する場合には、IC 乗車券は直接自動改札機で使用する
ことができない。

(1) IC 乗車券のプリペイド機能により入場する際に、SF 金額の残額が 10 円未
満のとき。

(2) IC 乗車券のプリペイド機能により出場する際に SF 金額の残額が減額する
運賃に満たないとき。

(3) IC 乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により IC 改札機等による
IC 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

5 記名式 IC 乗車券については次の各号の一に該当する場合は使用することが
できない。

(1) 記名人以外の者が使用しようとするとき。

(2) 券面表示事項が不明となったとき。

(3) 使用資格・氏名・年齢を偽って入手したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変したとき。

(5) 偽造、変造又は不正に作成されたとき。

6 無記名式 IC 乗車券から[第 11 条](#)第 1 項、第 2 項に規定する大人の片道普通
旅客運賃を収受することを承諾しない場合は、無記名式 IC 乗車券大人用を小
児が使用することはできない。

7 乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

8 他の乗車券の乗越し精算に IC 乗車券を使用する場合は、次の各号の組み合
わせに限る。

(1) 普通券＋IC 定期券

(2) 回数券＋IC 定期券

9 次の各号の一に該当する場合には、2 以上の IC 定期券を同時に使用するこ
とができる。

(1) 当社線内において、連続する区間で 2 枚以上の定期を利用するとき。連続

する区間には T 字経路を含む。

(2) その他、1 枚の IC 定期券で発売できない区間を利用されるとき。

10 IC 乗車券で入場し他の乗車券で出場、並びに他の乗車券で入場し IC 乗車券で出場することはできない。

11 有効期限がある IC 乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできない。

12 IC 定期券で、当該定期券の有効期間外における IC 乗車券の使用が不可能となる設定をしている場合は、当該定期券の有効期間外における IC 乗車券の使用はできない。

(運賃の適用)

第 14 条 [第 11 条](#)第 2 項に規定する使用方法により IC 乗車券で乗車する場合、出場時に IC 乗車券に対して当社線における当該乗車区間の大人の片道普通旅客運賃は、規則第 48 条に規定する普通旅客運賃を適用する。ただし、使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 IC 乗車券に適用する運賃は別に定める。また、小児用の IC 乗車券にあつては規則第 45 条に規定する普通旅客運賃を適用する。この場合、旅客運賃計算上のキロ程の計算方は、規則第 43 条の規定を適用する。

2 ポストペイ機能とプリペイド機能を兼ね備える IC 乗車券にあつては、ポストペイ機能を優先する。ただし、前条第 3 項の規定によりポストペイ機能を使用できない場合は、プリペイド機能を使用する。

3 前条の規定により IC 乗車券を使用できないときは前各項の規定にかかわらず現金で収受する。

(IC 定期券の運賃収受)

第 15 条 IC 定期券の通用期間内であつて、かつ券面表示区間外を乗車する場

合、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間について[第 14 条](#)の規定により運賃を収受する。

- 2 IC 定期券を通用期間の開始日前又は通用期間の満了日の翌日以降に使用する場合は、[第 14 条](#)の規定により運賃を収受する。

(無効となる場合)

第 16 条 旅客が、次の各号の一に該当する行為を行った場合は、IC 乗車券を無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。

- (1) 旅行開始後の IC 乗車券を他人から譲り受ける等して使用したとき。
- (2) 係員の承諾を得ないで自動改札機等による改札を受けずに乗車したとき。
- (3) その使用方法に反した使用をしたとき。
- (4) その他不正乗車の手段として使用したとき。

- 2 前項の規定によるほか、記名式 IC 乗車券にあつては、次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった IC 乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って入手した IC 乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) IC 定期券に通学定期券を搭載している場合であつて、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき。
- (6) IC 定期券に通学定期券を搭載している場合であつて、旅客が規則第 27 条の規定による証明書を携帯していないとき。
- (7) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 IC 乗車券で、旅客がその使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 使用資格者を限定して運賃等に割引を適用する一部の記名式 IC 乗車券で、

旅客が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯していないとき。

- 3 偽造、変造又は不正に作成された IC 乗車券は、無効として回収する。

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 17 条 前条の規定により IC 乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する[第 14 条](#)第 1 項に規定する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- 2 前項に規定する旅客運賃・増運賃の収受を行う場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、規則第 109 条の規定を準用して計算する。

- 3 前 2 項にかかわらず、前条第 2 項及び第 3 項により IC 定期券を無効とした場合は、規則第 108 条の規定を準用する。

- 4 前条第 3 項により無効として回収した場合であって、IC 定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示事項とみなし規則第 108 条の規定を準用して取り扱う。

（同一駅で出場する場合の取扱）

第 18 条 旅客は、IC 乗車券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金、IC 乗車券のプリペイド機能等の決済手段で支払い、当該 IC 乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 ポストペイ機能においては、発駅情報の消去をした後、実際乗車区間の乗車記録を往復分登録し、運賃を収受するものとする。

（前回利用時の乗車履歴が記録されていない場合の取扱）

第 19 条 前回利用時の乗車履歴が記録されていない IC 乗車券の取扱は、次の

各号のとおりとする。

- (1) 旅客が有効証明書（様式は各社が別に定めるところによる。）を所持している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行う。
- (2) 旅客が有効証明書を所持していない場合は、当該 IC 乗車券に記録されている乗車駅から利用可能な範囲の最遠の駅までの片道普通旅客運賃と増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行う。
- (3) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃を収受し、増運賃を収受しないで取扱うことができる。
- (4) 本条に規定する片道普通旅客運賃及び増運賃は、現金、IC 乗車券のプリペイド機能等の決済手段により収受する。

（SF 金額のチャージ）

第 20 条 旅客は、IC 乗車券を処理する券売機、精算機及び係員処理端末にて別表 2 に定めるいずれかの額を IC 乗車券にチャージすることができる。ただし、1 枚当たりの SF 金額の残額は発行者が別に定める額を超えることはできない。

2 前項にかかわらず、携帯情報端末を媒体とした IC 乗車券等の一部乗車券については、券売機、精算機及び係員処理端末でチャージできない。

3 ポストペイ機能をもつ IC 乗車券にあつては、旅客が当該 IC 乗車券の発行者に申し込むことにより、当該 IC 乗車券の SF 金額の残額が一定額以下になった場合、自動改札機により自動的にチャージすること（以下「オートチャージ」という。）ができる。

（SF 金額の残額確認）

第 21 条 旅客は、IC 乗車券の SF 金額の残額を、IC 乗車券を処理する券売機、

精算機又は係員処理端末により、IC 乗車券の利用履歴を確認することができる。

（利用履歴及び利用明細の確認）

第 2 2 条 旅客は、当社が別に定める駅で、IC 乗車券の利用履歴を次の各号の規定のとおり確認することができる。

- （１）利用履歴の内容は、IC 乗車券を使用して IC 改札機等により入出場を行った場合の取扱月日、取扱種別、利用場所及び SF 金額の残額とする。
- （２）利用履歴は、IC 乗車券に記録されている最新の利用履歴から最大 20 件までを遡って印字し、確認することができ、当該利用履歴には他社局の利用等、当社利用以外の履歴も含む。
- （３）前号の利用履歴のほか、I C O C A にあつては一部の券売機において、係員の本人確認により最大 50 件過去 26 週以内の利用履歴を確認、印字することができる。
- （４）ポストペイ機能をもつ IC 乗車券にあつては、係員処理端末において履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去 15 カ月以内の利用履歴を確認することができ、利用明細には、他社局の利用等、当社の利用以外の履歴も含む。
- （５）第 2 号の利用履歴及び前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴を確認することはできない。

- （１）出場処理がされていない利用履歴。
- （２）IC 改札機等による処理が完全に行われなかったときの利用履歴。
- （３）IC 定期券の券面表示の通用期間内における券面表示区間内での利用履歴。

(列車運行不能時等の取扱い)

第 2 3 条 旅客は、旅行開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に規定するいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還。

この場合、乗車時に IC 乗車券に記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行う。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還。

この場合、旅行開始駅に至る途中駅までの乗車とみなし、[第 14 条](#)に規定する運賃を適用する。

(3) 不通区間の別途旅行。

運行不能となった区間を旅客が別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの乗車とみなし、[第 14 条](#)に規定する運賃を適用する。

2 当社線が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は、振替輸送・代替輸送取扱規程第 4 条の定めるところによる。

3 IC 定期券を所持している場合については、次の各号による。

(1) 列車が運行休止のため引き続き 5 日以上使用できなくなった場合は、規則第 125 条に規定する払戻しを準用する。ただし、同第 125 条に規定する有効期間の延長は行わない。

(2) 券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の通用開始日前もしくは通用期間満了日の翌日以降に乗車する場合は第 1 項に準じて取扱う。

別表 1 (第 5 条)

機能	名称	種類	発行者名
※ ポスト プリ ペイ ド	PiTaPa	大・小	株式会社スルッと KANSAI
プリ ペイ ド	大阪市敬老優待乗車証	大人	地方公共団体 株式会社スルッと KANSAI
	神戸市敬老優待乗車証	大人	地方公共団体 株式会社スルッと KANSAI
	神戸市福祉乗車証	大人	地方公共団体 株式会社スルッと KANSAI
	I C O C A	大・小	西日本旅客鉄道株式会社
	第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引用 IC カード	大・小 (小は本人用のみ)	株式会社スルッと KANSAI
	Kitaca	大・小	北海道旅客鉄道株式会社
	PASMO	大・小	株式会社パスモ
	Suica	大・小	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社
	manaca	大・小	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー
	TOICA	大・小	東海旅客鉄道株式会社
	Nimoca	大・小	株式会社ニモカ
	はやかけん	大・小	福岡市交通局
	SUGOCA	大・小	九州旅客鉄道株式会社

別表 2 (第 20 条)

機器	取扱金額
券売機	1,000 円 2,000 円 3,000 円 5,000 円 10,000 円
精算機	1,000 円 2,000 円 3,000 円 5,000 円 10,000 円 10～990 円の 10 円単位の任意の金額
係員処理端末	1,000 円 2,000 円 3,000 円 5,000 円 10,000 円 10～990 円の 10 円単位の任意の金額